

※※※※※※※※※※※※※※※※

決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※

第 9 期

自 2024年 9月 1日

至 2025年 8月31日

株式会社東日本ユニバーサル

貸 借 対 照 表

2025年 8月 31日 現在

(単位：円)

株式会社東日本ユニバーサル

資 産 の 部		負 債 の 部	
【 流 動 資 産 】	112,454,651	【 流 動 負 債 】	16,325,929
普 通 預 金	17,148,086	未 払 金	10,582,528
売 掛 金	4,113,925	預 り 金	1,137,301
商 品	114,425	未 払 法 人 税 等	3,782,700
短 期 貸 付 金	70,000,000	未 払 消 費 税 等	823,400
未 収 入 金	21,078,215	負 債 合 計	16,325,929
【 固 定 資 産 】	2,527,996	純 資 産 の 部	
【 有 形 固 定 資 産 】	1,818,163	【 株 主 資 本 】	98,656,718
建 物	1,100,000	【 資 本 金 】	1,000,000
建 物 付 属 設 備	512,200	【 利 益 剰 余 金 】	97,656,718
工 具 器 具 備 品	1,869,546	利 益 準 備 金	500,000
一 括 償 却 資 産	126,000	【 その他利益剰余金 】	97,156,718
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,789,583	繰 越 利 益 剰 余 金	97,156,718
【 投 資 そ の 他 資 産 】	709,833	純 資 産 合 計	98,656,718
敷 金	10,900		
差 入 保 証 金	200,000		
積 立 金	25,000		
リ サ イ ク ル 預 託 金	6,264		
繰 延 税 金 資 産	467,669		
資 産 合 計	114,982,647	負 債 ・ 純 資 産 合 計	114,982,647

損 益 計 算 書

自 2024年 9月 1日
至 2025年 8月 31日

(単位：円)

株式会社東日本ユニバーサル

勘 定 科 目	金 額	
【 売 上 高 】		
売 上 高	152,957,461	152,957,461
【 売 上 原 価 】		
期 首 商 品 棚 卸 高	128,466	
外 注 費	13,498,200	
商 品 仕 入 高	820,025	
棚 卸 減 耗 損	16,880	
他 勘 定 振 替 高	37,604	
期 末 商 品 棚 卸 高	114,425	14,311,542
売 上 総 利 益		
兼 業 事 業 総 利 益	138,645,919	138,645,919
【販売費及び一般管理費】		
役 員 報 酬	7,474,992	
給 与 手 当	67,122,938	
賞 与	4,350,000	
法 定 福 利 費	5,149,953	
福 利 厚 生 費	518,267	
旅 費 交 通 費	3,446,064	
通 信 費	868,302	
販 売 促 進 費	90,626	
交 際 接 待 費	167,655	
会 議 費	503,874	
水 道 光 熱 費	984,835	
消 耗 品 費	1,931,270	
租 税 公 課	2,157,280	
新 聞 図 書 費	15,200	
支 払 手 数 料	12,217,226	
諸 会 費	299,000	
支 払 報 酬	1,581,281	
貸 借 料	1,799,420	
リ ー ス 料	1,863,370	
保 険 料	665,520	
修 繕 維 持 費	332,692	
事 務 用 消 耗 品 費	122,818	
教 育 訓 練 費	96,337	
減 価 償 却 費	477,551	
雑 費	259,569	114,496,040
営 業 利 益		24,149,879
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	356,569	
雑 収 入	526,358	882,927

經 常 利 益		25,032,806
税 引 前 当 期 純 利 益		25,032,806
法 人 税 等		7,655,554
法 人 税 等 調 整 額	△	69,339
当 期 純 利 益		17,446,591

株主資本等変動計算書

自 2024年 9月 1日
至 2025年 8月 31日

(単位：円)

株式会社東日本ユニバーサル

勘定科目		金額
【株主資本】		
【資本金】	当期首残高及び当期末残高	1,000,000
【利益剰余金】		
利益準備金	当期首残高及び当期末残高	500,000
【その他利益剰余金】		
繰越利益剰余金	当期首残高	84,710,127
	当期変動額 第8期株主総会 利益処分	△ 5,000,000
	当期純利益	17,446,591
	当期末残高	97,156,718
利益剰余金合計	当期首残高	85,210,127
	当期変動額	12,446,591
	当期末残高	97,656,718
株主資本合計	当期首残高	86,210,127
	当期変動額	12,446,591
	当期末残高	98,656,718
純資産合計	当期首残高	86,210,127
	当期変動額	12,446,591
	当期末残高	98,656,718

預貯金等の内訳書 (単位：円)

金融機関名		種 類	口座番号	期末現在高	摘 要
埼玉りそな銀行	南浦和支店	普通預金	4408216	15,476,613	
武蔵野銀行	浦和支店	普通預金	1144679	1,671,473	
計				17,148,086	

売掛金(未収入金)の内訳書 (単位：円)

科目	相 手 先		期末現在残高	摘 要
	名 称	所 在 地		
売掛金	(株)東日本地所		3,154,052	障害者福祉サービス (産廃運搬等) 8月分
	パナソニック不動産		813,560	清掃代 7～8月分
	その他 (5件)		146,313	
計			4,113,925	
未収入金	埼玉県国民健康保険 団体連合会		21,078,215	障害者福祉サービス 給付金 7～8月分
計			21,078,215	

買掛金(未払金・未払費用)の内訳書 (単位：円)

科目	相 手 先		期末現在残高	摘 要
	名 称	所 在 地		
未払金	給与		5,966,164	8月分給与
	(株)東日本地所		1,134,210	8月分経営指導料他
	(株)ナンセイ		1,387,155	産廃処分代
	(株)まごころ清掃社		272,580	産廃処分代
	その他 (17件)		1,822,419	
計			10,582,528	

棚卸資産(商品又は製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品)の内訳書 (単位：円)

科目	品目	数量	単価	期末現在残高	摘 要
商品	食品			114,425	博多もつ鍋他
計				114,425	

貸付金及び受取利息の内訳書 (単位：円)

科目	貸 付 先			期末現在残高	期中の受取利息額	利率	担保の内容
	名 称	所 在 地	法人・代表者との関係				
短期貸付金	(株)東日本地所	さいたま市中央区	親会社	70,000,000	283,067	1.20%	CMS
計				70,000,000	283,067		

仮受金(前受金・預り金)の内訳書 (単位：円)

科目	相手先		期末現在残高	摘 要
	名 称	所 在 地		
預り金	従業員		141,711	給与源泉所得税
	顧問税理士・社労士		19,398	報酬源泉所得税
	従業員		840,192	社会保険料
	従業員		136,000	住民税
計			1,137,301	

役員報酬手当等及び人件費の内訳書 (単位：円)

役員報酬手当等の内訳				
役職名／氏名(関係) 住 所	役員給与計	左の内訳(使用人職務分以外)		退職給与
		定期同額給与	事前確定届出給与	
取締役 / 柿本大地 埼玉県川口市青木4-8-9	常勤			
	7,474,992	7,474,992		
計	7,474,992	7,474,992	0	0
人 件 費 の 内 訳				
区 分		総 額	代表者及び家族分	
役員報酬手当		7,474,992		
従業員	給料手当	71,472,938		
	賃金手当			
計		78,947,930	0	

地代家賃等の内訳書 (単位：円)

地 代 家 賃 の 内 訳			
地代家賃 の区分	借地(借家)の用途	貸主の名称	対象期間
	所 在 地	貸主の所在地	支払賃借料
家賃	事務所	(株)東日本地所	2024.09～2025.08
	さいたま市南区太田窪5-28-28	さいたま市中央区新都心7-2 大宮サウスゲート5階	1,690,920
電子機器賃借料	電子機器	(株)東日本地所	2024.09～2025.08
	さいたま市南区太田窪5-28-28	さいたま市中央区新都心7-2 大宮サウスゲート5階	108,500
計			1,799,420

その他の科目の内訳書

(単位：円)

科目	相手先		期末現在残高	摘 要
	名 称	所 在 地		
敷金	(株)東日本地所		10,900	事務所敷金
計			10,900	
積立金	エフ・ケイビジネス		25,000	燃料カード保証積立金
計			25,000	
差入保証金	(株)SATO		500,000	保証金
計			500,000	
リサイクル預託金	冷蔵庫リサイクル料		6,264	
計			6,264	

法人事業概況説明書

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
 なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

		整理番号		0 0 5 2 7 2 3 8							
法人名	屋号()	事業年度	自令和	6	年	9	月	1	日	税務署	
	株式会社東日本ユニバーサル		至令和	7	年	8	月	31	日	処理欄	
	電話(048) 762 - 6557	自社ホームページの有無	(前社ホームページアドレス)								
法人番号	9 0 3 0 0 0 3 0 0 9 5 7 2										
1 事業内容	()業	2 支店子会社の状況	(1) 国内	支店・店舗数	0	(2) 国内	国内子会社の数	0			
	障害福祉サービス事業	支店	海外	支店・店舗数	0	海外	海外子会社の数	0			
				所在地国1	従業員数		子会社名	出資割合			
				所在地国2	従業員数		子会社名	出資割合			
4 期末従事員等の状況	(1) 常勤従業員	1	(1) 取引種類	☐ 輸入	☐ 輸出	☒ 無	取引金額(百万円)	(2) 有	☐ 手帳付	☐ マイケル	☐ 役員提供
	非常勤従業員	2	輸入	相手国	主な商品			☒ 無	☐ 証券の買付	☐ 金銭の貸付	☐ 不動産の売買
	社員	46	輸出	相手国	主な商品			☐ その他	()		
	パート	6									
5 P C 利用状況		0	(1) P C の利用形態	☒ 有	(2) P C の利用形態	☐ Windows	☐ Mac	☐ Linux			
	計	55	(3) P C の利用形態	☐ その他	(4) 会計ソフトの利用等	☒ 有	☐ 無				
	計	55	(5) 会計ソフト名								
	計	55	(6) メールソフト名								
8 経理者の状況	計	55	(7) 電帳法適用状況	☐ 優良	☐ 一般	☐ スキヤナ					
	計	55	(1) 電子商取引(インターネット取引)	☐ 有	☐ 無						
	計	55	(2) 販売チャネル	☐ 自社 H P	☐ 他社 H P						
	計	55	(3) 株主又は株式所有(うち株式交付)	☐ 有	☐ 無						
10 主要科目(単位:千円)	売上(収入)高	1 5 2 9 5 7	特別損失								
	上記のうち兼業売上(収入)高		税引前当期損益	2 5 0 3 2							
	売上(収入)原価	1 4 3 1 1	資産の部合計	1 1 4 9 8 2							
	期首棚卸高	1 2 8	現金預金	1 7 1 4 8							
	原材料費(仕入高)	8 2 0	受取手形								
	労務費		売掛金	4 1 1 3							
	外注費	1 3 4 9 8	棚卸資産(未成工事支出金)	1 1 4							
	期末棚卸高	1 1 4	貸付金	7 0 0 0 0							
	減価償却費		建物	8 4 3							
	地代家賃		機械装置								
売上(収入)総利益	1 3 8 6 4 6	車両・船舶									
役員報酬	7 4 7 4	土地									
従業員給料	7 1 4 7 2	負債の部合計	1 6 3 2 6								
交際費	1 6 7	支払手形									
減価償却費	4 7 7	買掛金									
地代家賃	1 7 9 9	個人借入金									
営業損益	2 4 1 4 9	その他借入金									
特別利益		純資産の部合計	9 8 6 5 6								
11 代表者に対する報酬等の金額	報酬	支払金									
役員	支払金	借入金									
役員	支払金	借入金									

注1 (1)の有・無欄に該当する場合
 注2 送達先については、役員・関係者・関係会社において、支払利息科目に記載してください。
 注3 金庫・金庫貸付金については、金庫貸付金科目に記載してください。
 注4 金庫・金庫貸付金については、金庫貸付金科目に記載してください。
 注5 金庫・金庫貸付金については、金庫貸付金科目に記載してください。

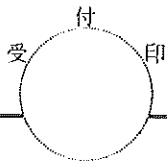
当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください（OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります）がつたり汚したりしないでください。）

この用紙はとじこまないでください

令和 7 年 12 月 1 日		自令和 0 6 年 0 9 月 0 1 日		事業年度分の適用額明細書	
浦和 税務署長殿		至令和 0 7 年 0 8 月 3 1 日		(当初提出分) ・ 再提出分)	
取受印					

納 税 地		さいたま市南区太田窪5丁目28番28号		整理番号		0 0 5 2 7 2 3 8	
		電話(048) 762 - 6557		提出枚数		1 枚 うち 1 枚目	
(フリガナ)		カ) ヒガシニホンユニバーサル		事業種目		障害福祉サービス事業 業種番号 7 5	
法 人 名		株式会社 東日本ユニバーサル					
法人番号		9 0 3 0 0 0 3 0 0 9 5 7 2		※税務署処理欄			
期末現在の 資本金の額又は 出資金の額		兆 十億 百万 千 円 1 0 0 0 0 0					
所得金額又は 欠損金額		十億 百万 千 円 2 3 2 8 7 0 9 7					

[illegible]



電子申告日時: 2025/11/30 14:12:28
受付番号: 20251130141228532413

税務代理権限証書

※整理番号

00527238

令和 7 年 12 月 1 日 浦和税務署長 殿	税理士 又は 税理士法人	氏名又は名称	工藤 道弘		
		事務所の名称 及び所在地	工藤道弘税理士事務所 埼玉県さいたま市大宮区 下町 3-7-1 F804号 電話 (048) 648 - 9598		
		所属税理士会等	関東信越 税理士会 大宮 支部	登録番号等 第 81846 号	

上記の税理士を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。
令和 7 年 9 月 13 日

過年分に 関する 税務代理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等(以下「過年分」といいます。)についても税務代理を委任します(過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。)。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】	☒
調査の通知・ 終了の際の 手続に関する 同意	上記の代理人に税務代理を委任した事項(過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みません。以下同じ。)に関して調査が行われる場合には、私(当法人)への下表の通知又は説明等は、私(当法人)に代えて当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】	
	調査の通知	☒
	調査終了時点において更正決定等をすべきと認められない場合における、その旨の通知	☒
代理人が複数 ある場合にお ける代表する 代理人の定め	調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合における、調査結果の内容の説明等 (当該説明に併せて修正申告等の勧奨が行われる場合における必要な説明・書面の交付を含む。)	☒
代理人が複数 ある場合にお ける代表する 代理人の定め	上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、当該代理人をその代表する代理人として定めます。【代表する代理人として定める場合は□にレ印を記載してください。】	☐
依頼者	氏名又は名称	株式会社 東日本ユニバーサル 黒岩 主信
	住所又は事務所の 所在地	さいたま市南区太田窪5丁目28番28号 電話 (048) 762 - 6557

1 税務代理の対象に関する事項

税 目 (該当する税目にレ印を記載してください。)	年 分 等
所得税(復興特別所得税を含む) ※申告に係るもの	☐ 年 分
法人税 (復興特別法人税・ 地方法人税を含む)	☒ 自 令和 6 年 9 月 1 日 至 令和 7 年 8 月 31 日
消費税及び 地方消費税(譲渡割)	☐ 自 年 月 日 至 年 月 日
所得税(復興特別所得税を含む) ※源泉徴収に係るもの	☒ 自 令和 6 年 9 月 1 日 至 令和 7 年 8 月 31 日 (法定納期限到来分)
	☐
	☐
	☐

2 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項

- ☐ ①更正の請求に係る更正通知・更正の請求に係る更正の理由がない旨の通知
☐ ②期限後申告書・修正申告書の提出、更正の請求に係る更正があった場合に課する加算税に係る賦課決定通知
☐ ③予定納税額の通知
☐ ④予定納税額の減額申請に係る承認又は却下の通知
☐ ⑤適格請求書発行事業者の登録通知

3 その他の事項

委任状

年 月 日

上記の _____ を代理人と定め、○ 納税証明書の交付請求に記載した証明書における一切の権限
○ その他(_____)について、委任します。

依頼者: _____ (住所又は事務所の所在地は、上記税務代理権限証書に記載のとおり)

※事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	() 部門
--------	----	----	--------	--------

受信通知

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	浦和税務署
利用者識別番号	2945082921940064
氏名又は名称	株式会社 東日本ユニバーサル
代表者等氏名	黒岩 主信
受付番号	20251130142536168110
受付日時	2025/11/30 14:25:36
種目	消費税申告書
申告の種類	確定
課税期間	自 令和06年09月01日 至 令和07年08月31日
課税標準額	36,472,000円
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	823,400円
備考	HUBH4331:ダイレクト納付、ATMやインターネットバンキング等による電子納税、スマホアプリ納付、クレジットカード納付、コンビニ納付(QRコード)を行う場合や、自動ダイレクト対象を選択した場合、納付区分番号通知もあわせて確認ください。

第3-(3)号様式

令和 7 年 12 月 1 日		浦和 税務署 長 殿	
納 税 地		さいたま市南区太田窪 5 丁目 2 8 番 2 8 号 (電話番号 048 - 762 - 6557)	
(フリガナ) 名 称 又は屋号		カ) ヒガシニホンユニバーサル 株式会社 東日本ユニバーサル	
個人番号 又は法人番号		9 0 3 0 0 0 3 0 0 9 5 7 2	
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名		クロイワ シゲノブ 黒岩 主信	

(個人の方) 振替継続希望			
※	所管	要否	整理番号
0	0	5	2 7 2 3 8
申告年月日		令和 年 月 日	
申告区分		指導等 庁指定 局指定	
通信日付印		確認	
個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他()		身元確認	
年 月 日		指 導 年 月 日	
令和 年 月 日		相談 区分1 区分2 区分3	

自 令和 0 6 年 0 9 月 0 1 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の(確定)申告書

至 令和 0 7 年 0 8 月 3 1 日

中間申告 自 令和 年 月 日

の場合の

対象期間 至 令和 年 月 日

第一表

この申告書による消費税の税額の計算	
課 税 標 準 額 ①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
3 6 4 7 2 0 0 0	03
消 費 税 額 ②	2 8 2 3 5 2 2
06	
貸倒回収に係る消費税額 ③	
07	
控 除	
控除対象仕入税額 ④	1 4 1 1 7 6 1
08	
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤	
09	
税 額	
貸倒れに係る税額 ⑥	
10	
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦	1 4 1 1 7 6 1
13	
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧	
13	
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨	1 4 1 1 7 0 0
15	
中 間 納 付 税 額 ⑩	7 6 9 4 0 0
16	
納 付 税 額 (⑨ - ⑩) ⑪	6 4 2 3 0 0
17	
中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩ - ⑨) ⑫	0 0
18	
この申告書 が修正申告 である場合	
既 確 定 税 額 ⑬	
19	
差 引 納 付 税 額 ⑭	0 0
20	
この課税期間の課税売上高 ⑮	3 6 4 7 3 3 3 7
21	
基準期間の課税売上高 ⑯	2 8 0 0 2 0 8 7

この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税 の課税標準 となる消費 税 額	
控除不足還付税額 ⑰	
51	
差 引 税 額 ⑱	1 4 1 1 7 0 0
52	
還 付 額 ⑲	
53	
納 税 額 ⑳	3 9 8 1 0 0
54	
中 間 納 付 譲 渡 割 額 ㉑	2 1 7 0 0 0
55	
納 付 譲 渡 割 額 (㉑ - ㉒) ㉒	1 8 1 1 0 0
56	
中 間 納 付 還 付 譲 渡 割 額 (㉑ - ㉒) ㉓	0 0
57	
この申告書 が修正申告 である場合	
既 確 定 額 ㉔	
58	
差 引 納 付 額 ㉕	0 0
59	
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額 ㉖	8 2 3 4 0 0
60	

付 記 事 項	割 賦 基 準 の 適 用	有	無	31
	延 払 基 準 等 の 適 用	有	無	32
	工 事 進 行 基 準 の 適 用	有	無	33
	現 金 主 義 会 計 の 適 用	有	無	34
参 考 事 項	課税標準額に対する消費税 税額の計算の特例の適用	有	無	35
区 分	課 税 売 上 高 (免税売上高を除く) 千円	売 上 割 合 %		
第1種				36
第2種				37
第3種				38
第4種				39
第5種	36,473	1 0 0 0		42
第6種				43
	特例計算適用(令57③)	有	無	40
	税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)	有	無	44
還 付 金 受 取 機 関 等	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所		
	預金	口座番号		
	ゆうちょ銀行の 貯金記号番号	-		
	郵便局名等			
	(個人の方) 公金受取口座の利用			
※	税務署整理欄			

税 理 士 名	工藤 道弘
	(電話番号 048 - 648 - 9598)
○	税 理 士 法 第 30 条 の 書 面 提 出 有
○	税 理 士 法 第 33 条 の 2 の 書 面 提 出 有

㉖=(㉑+㉒)-(㉓+㉔+㉕)・修正申告の場合 ㉖=㉑+㉒
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

課税標準額等の内訳書

警 署 00527238

納 税 地	さいたま市南区太田窪5丁目28番28号 (電話番号 048 - 762 - 6557)
(フリガナ)	カ) ヒガシニホンユニバーサル
名 称 又 は 屋 号	株式会社 東日本ユニバーサル
(フリガナ)	クロイワ シゲノブ
代表者氏名 又 は 氏 名	黒岩 主信

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	☐	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	☐	附則38②	52

自 令和 06 年 09 月 01 日
至 令和 07 年 08 月 31 日

課税期間分の消費税及び地方
消費税の(確定)申告書

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

第二表
令和四年四月一日以後終了課税期間分

課 税 標 準 額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
※ 申告書(第一表)の①欄へ		3 6 4 7 2 0 0 0 0 0 1

課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 の 合 計 額	3 % 適 用 分	②		02
	4 % 適 用 分	③		03
	6.3 % 適 用 分	④		04
	6.24 % 適 用 分	⑤	1 3 6 5 9 5 3	05
	7.8 % 適 用 分	⑥	3 5 1 0 7 3 8 4	06
	(② ~ ⑥ の 合 計)	⑦	3 6 4 7 3 3 3 7	07
特 定 課 税 仕 入 れ に 係 る 支 払 対 価 の 額 の 合 計 額 (注1)	6.3 % 適 用 分	⑧		11
	7.8 % 適 用 分	⑨		12
	(⑧ ・ ⑨ の 合 計)	⑩		13

消 費 税 額		⑪											21
※ 申告書（第一表）の②欄へ													
⑪ の 内 訳	3 % 適 用 分	⑫											22
	4 % 適 用 分	⑬											23
	6.3 % 適 用 分	⑭											24
	6.24 % 適 用 分	⑮	8 5 1 7 6										25
	7.8 % 適 用 分	⑯	2 7 3 8 3 4 6										26

返 還 等 対 価 に 係 る 税 額		⑰																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
---------------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と な る 消 費 税 額 (注2)	(② ① ~ ② ③ の 合 計)	⑳	1 4 1 1 7 0 0	41
	4 % 適 用 分	㉑		42
	6.3 % 適 用 分	㉒		43
	6.24 % 及 び 7.8 % 適 用 分	㉓	1 4 1 1 7 0 0	44

(注1) ㉑~㉓及び㉔欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読みます。折ったり汚したりしないでください。)

付表4-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

簡 易

課 税 期 間		令和 6・ 9・ 1～令和 7・ 8・ 31	氏 名 又 は 名 称	株式会社 東日本ユニバーサル
区 分		税 率 6.24 % 適 用 分 A	税 率 7.8 % 適 用 分 B	合 計 C (A + B)
課 税 標 準 額	①	円 1,365,000	円 35,107,000	円 ※第二表の①欄へ 36,472,000
	① 1 1	※第二表の⑤欄へ 1,365,953	※第二表の⑥欄へ 35,107,384	※第二表の⑦欄へ 36,473,337
消 費 税 額		② 85,176	② 2,738,346	② 2,823,522
貸倒回収に係る消費税額		③		
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額	④ 42,588	④ 1,369,173	④ 1,411,761
	返 還 等 対 価 税 額	⑤		
	貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥		
	控 除 税 額 小 計 (④ + ⑤ + ⑥)	⑦ 42,588	⑦ 1,369,173	⑦ 1,411,761
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦ - ② - ③)		⑧		
差 引 税 額 (② + ③ - ⑦)		⑨		⑨ 1,411,700
地 方 と 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑧)	⑩		⑩ ※第一表の⑧欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑧及び⑩欄へ
	差 引 税 額 (⑨)	⑪		⑪ ※第一表の⑨欄へ ※第二表の⑧及び⑩欄へ 1,411,700
	還 付 額	⑫		⑫ (⑨ C 欄 × 22 / 78) ※第一表の⑩欄へ
	納 税 額	⑬		⑬ (⑩ C 欄 × 22 / 78) ※第一表の⑪欄へ 398,100

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

簡 易

課税期間	令和 6・9・1～令和 7・8・31	氏名又は名称	株式会社 東日本ユニバーサル
------	--------------------	--------	----------------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
課税する標準費税額に①	(付表4-3の②A欄の金額) 円	(付表4-3の②B欄の金額) 円	(付表4-3の②C欄の金額) 円	
	85,176	2,738,346	2,823,522	
貸倒回収費税額に②	(付表4-3の③A欄の金額)	(付表4-3の③B欄の金額)	(付表4-3の③C欄の金額)	
売上対価の返還等税額③	(付表4-3の⑤A欄の金額)	(付表4-3の⑤B欄の金額)	(付表4-3の⑤C欄の金額)	
控除対象仕入税額の計算基礎(①+②-③)④	85,176	2,738,346	2,823,522	

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
④×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%)⑤	※付表4-3の④A欄へ 円	※付表4-3の④B欄へ 円	※付表4-3の④C欄へ 円	
	42,588	1,369,173	1,411,761	

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)	
事業区分別の合計額⑥		円	円	円	売上割合
第 一 種 事 業 (卸売業)⑦				※第一表「事業区分」欄へ	%
第 二 種 事 業 (小売業等)⑧				※ "	
第 三 種 事 業 (製造業等)⑨				※ "	
第 四 種 事 業 (その他)⑩				※ "	
第 五 種 事 業 (サービス業等)⑪				※ "	
第 六 種 事 業 (不動産業)⑫				※ "	

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
事業区分別の合計額⑬		円	円	円
第 一 種 事 業 (卸売業)⑭				
第 二 種 事 業 (小売業等)⑮				
第 三 種 事 業 (製造業等)⑯				
第 四 種 事 業 (その他)⑰				
第 五 種 事 業 (サービス業等)⑱				
第 六 種 事 業 (不動産業)⑲				

注意 1 金額の計算においては、円未満の端数を切り捨てる。
2 課税売上高につき返金を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して控除に含めている場合には、⑥からの取戻しは売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
$\left(\frac{\text{④} \times \text{みなし仕入率}}{\text{⑬}} \right) \text{ ⑳}$ $\left(\frac{\text{㉑} \times 90\% + \text{㉒} \times 80\% + \text{㉓} \times 70\% + \text{㉔} \times 60\% + \text{㉕} \times 50\% + \text{㉖} \times 40\%}{\text{㉗}} \right)$		円	円	円

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
$(\text{㉗C} / \text{㉗C} + \text{㉘C} / \text{㉗C} + \text{㉙C} / \text{㉗C} + \text{㉚C} / \text{㉗C} + \text{㉛C} / \text{㉗C} + \text{㉜C} / \text{㉗C}) \geq 75\%$ $\text{④} \times \text{みなし仕入率} (90\% + 80\% + 70\% + 60\% + 50\% + 40\%)$		円	円	円

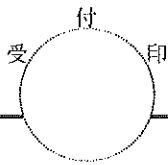
(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
第一種事業及び第二種事業 (㉗C + ㉘C) / ㉗C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{㉑} \times 90\% + (\text{㉙} - \text{㉑}) \times 80\%}{\text{㉗}}$ ㉒	円	円	円
第一種事業及び第三種事業 (㉗C + ㉙C) / ㉗C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{㉑} \times 90\% + (\text{㉙} - \text{㉑}) \times 70\%}{\text{㉗}}$ ㉓			
第一種事業及び第四種事業 (㉗C + ㉚C) / ㉗C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{㉑} \times 90\% + (\text{㉙} - \text{㉑}) \times 60\%}{\text{㉗}}$ ㉔			
第一種事業及び第五種事業 (㉗C + ㉛C) / ㉗C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{㉑} \times 90\% + (\text{㉙} - \text{㉑}) \times 50\%}{\text{㉗}}$ ㉕			
第一種事業及び第六種事業 (㉗C + ㉜C) / ㉗C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{㉑} \times 90\% + (\text{㉙} - \text{㉑}) \times 40\%}{\text{㉗}}$ ㉖			
第二種事業及び第三種事業 (㉘C + ㉙C) / ㉗C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{㉒} \times 80\% + (\text{㉙} - \text{㉒}) \times 70\%}{\text{㉗}}$ ㉓			
第二種事業及び第四種事業 (㉘C + ㉚C) / ㉗C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{㉒} \times 80\% + (\text{㉙} - \text{㉒}) \times 60\%}{\text{㉗}}$ ㉔			
第二種事業及び第五種事業 (㉘C + ㉛C) / ㉗C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{㉒} \times 80\% + (\text{㉙} - \text{㉒}) \times 50\%}{\text{㉗}}$ ㉕			
第二種事業及び第六種事業 (㉘C + ㉜C) / ㉗C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{㉒} \times 80\% + (\text{㉙} - \text{㉒}) \times 40\%}{\text{㉗}}$ ㉖			
第三種事業及び第四種事業 (㉙C + ㉚C) / ㉗C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{㉓} \times 70\% + (\text{㉙} - \text{㉓}) \times 60\%}{\text{㉗}}$ ㉔			
第三種事業及び第五種事業 (㉙C + ㉛C) / ㉗C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{㉓} \times 70\% + (\text{㉙} - \text{㉓}) \times 50\%}{\text{㉗}}$ ㉕			
第三種事業及び第六種事業 (㉙C + ㉜C) / ㉗C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{㉓} \times 70\% + (\text{㉙} - \text{㉓}) \times 40\%}{\text{㉗}}$ ㉖			
第四種事業及び第五種事業 (㉚C + ㉛C) / ㉗C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{㉔} \times 60\% + (\text{㉙} - \text{㉔}) \times 50\%}{\text{㉗}}$ ㉕			
第四種事業及び第六種事業 (㉚C + ㉜C) / ㉗C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{㉔} \times 60\% + (\text{㉙} - \text{㉔}) \times 40\%}{\text{㉗}}$ ㉖			
第五種事業及び第六種事業 (㉛C + ㉜C) / ㉗C ≥ 75%	$\text{④} \times \frac{\text{㉕} \times 50\% + (\text{㉙} - \text{㉕}) \times 40\%}{\text{㉗}}$ ㉖			

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目		税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計C (A+B)
選択可能な計算式区分(㉒～㉖)の内から選択した金額	㉗	※付表4-3の㉑A欄へ 円	※付表4-3の㉑B欄へ 円	※付表4-3の㉑C欄へ 円

注意 金額の計算においては、1円未満の部数を切り捨てる。



電子申告日時: 2025/11/30 14:25:36
受付番号: 20251130142536168110

税務代理権限証書

※整理番号

00527238

令和 7 年 12 月 1 日 浦和税務署長 殿	税 理 士 又 は 税理士法人	氏名又は名称	工藤 道弘		
		事務所の名称 及び所在地	工藤道弘税理士事務所 埼玉県さいたま市大宮区 下町 3-7-1 F804号 電話 (048) 648 - 9598		
		所属税理士会等	関東信越 税理士会 大宮 支部	登録番号等 第 81846 号	

上記の税理士を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。 令和 7 年 9 月 13 日

過 年 分 に 関 する 税 務 代 理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等(以下「過年分」といいます。)についても税務代理を委任します(過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。)。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】	☒
調査の通知・ 終了の際の 手続に関する 同 意	上記の代理人に税務代理を委任した事項(過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。)に関して調査が行われる場合には、私(当法人)への下表の通知又は説明等は、私(当法人)に代えて当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】	
	調査の通知	☒
	調査終了時点において更正決定等をすべきと認められない場合における、その旨の通知	☒
	調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合における、調査結果の内容の説明等(当該説明に併せて修正申告等の勧奨が行われる場合における必要な説明・書面の交付を含む。)	☒
代理人が複数 ある場合にお ける代表する 代理人の定め	上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、当該代理人をその代表する代理人として定めます。【代表する代理人として定める場合は□にレ印を記載してください。】	☐
依 頼 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社 東日本ユニバーサル 黒岩 主信
	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	さいたま市南区太田窪 5 丁目 2 8 番 2 8 号 電話 (048) 762 - 6557

1 税務代理の対象に関する事項		
税 目 (該当する税目にレ印を記載してください。)	年 分 等	
所得税(復興特別所得税を含む) ※ 申告に係るもの	☐	年 分
法 人 税 (復興特別法人税を含む)	☐	自 年 月 日 至 年 月 日
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 (譲渡割)	☒	自 令和 6 年 9 月 1 日 至 令和 7 年 8 月 31 日
所得税(復興特別所得税を含む) ※ 源泉徴収に係るもの	☐	自 年 月 日 至 年 月 日 (法定納期限到来分)
	☐	
	☐	
	☐	

2 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項
☐ ①更正の請求に係る更正通知・更正の請求に係る更正の理由がない旨の通知
☐ ②期限後申告書・修正申告書の提出、更正の請求に係る更正があった場合に課する加算税に係る賦課決定通知
☐ ③予定納税額の通知
☐ ④予定納税額の減額申請に係る承認又は却下の通知
☐ ⑤適格請求書発行事業者の登録通知

3 その他の事項

委 任 状

年 月 日
上記の _____ を代理人と定め、○ 納税証明書の交付請求に記載した証明書における一切の権限
○ その他 (_____) について、委任します。
依頼者: _____ (住所又は事務所の所在地は、上記税務代理権限証書に記載のとおり)

※事務処理欄	部門	業種		他部門等回付	・ ・ () 部門
--------	----	----	--	--------	------------

メッセージ詳細

利用者ID	abx72493040
納税者の氏名又は名称	株式会社 東日本ユニバーサル
発行元	埼玉県さいたま県税事務所 課税第一担当
電話番号	048-822-5526
発行日時	2025/11/30 14:19:04
表示期限	2027/01/04
件名	申告受付完了通知
メッセージ本文	送信された申告データを受付けました。 後日、発行元の担当者から、申告内容についての確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。 また、本通知に添付された受付済みの申告書に、個人番号が含まれている場合は、削除しております。(MUD002I) 法人事業税 所得金額総額 23,287,097円 法人事業税 申告納付税額 704,500円 特別法人事業税 申告納付税額 260,700円 法人県民税(法人税割) 課税標準総額 4,746,000円 法人県民税(法人税割) 申告納付税額 23,500円 法人県民税(均等割) 申告納付税額 10,000円
受付日時	2025/11/30 14:19:03
受付番号	R1-2025-23225461
取扱日	2025/11/30
手続名	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 確定申告
年度・期別等	R06/09/01 ~ R07/08/31
提出先	埼玉県さいたま県税事務所長
課税地	
ファイル名称	abx72493040_R0102100_11000_001.xml

第六号様式

(道府県民税)

關與稅理士

—

電話

0
-1
H
(3
-4
H
D
D
D
H

整 理 番 号	事 務 所	管 理 番 号	申告区分
0110100	01	046509610	51

税 務 代 理 権 限 証 書		※整理番号	
令和 7 年 12 月 1 日 埼玉県さいたま市東区 殿	税 理 士	氏 名 又 は 名 称	工藤 道弘
	又 は	事務所の名称 及 び 所 在 地	工藤道弘税理士事務所 埼玉県さいたま市大宮区 下町 3-7-1 F 8 0 4 号 電話 0486489598
	税理士法人	所属税理士会等	関東信越 税理士会 大宮 支部 登録番号等 第 81846 号

上記の 税 理 士 を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。 令和 7 年 9 月 13 日

過 年 分 に 関 する 税 務 代 理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等(以下「過年分」といいます。)についても税務代理を委任します(過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。)。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】	☒
調 査 の 通 知 ・ 終 了 の 際 の 手 続 に 関 す る 同 意	上記の代理人に税務代理を委任した事項(過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。)に関して調査が行われる場合には、私(当法人)への下表の通知又は説明等は、私(当法人)に代えて当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】	
	調査の通知	☒
	調査終了時点において更正決定等をすべきと認められない場合における、その旨の通知	☒
	調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合における、調査結果の内容の説明等(当該説明に併せて修正申告等の勧奨が行われる場合における必要な説明・書面の交付を含む。)	☒
代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め	上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、当該代理人をその代表する代理人として定めます。【代表する代理人として定める場合は□にレ印を記載してください。】	☐
依 頼 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社 東日本ユニバーサル 黒岩 主信
	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	さいたま市南区太田窪 5 丁目 2 8 番 2 8 号 電話 0487626557

1 税務代理の対象に関する事項				
税 目		年 分 等		
法人 都道府県民税・事業 税	税	年分(年度)	自 令和 6 年 9 月 1 日	至 令和 7 年 8 月 31 日
	税	年分(年度)	自	至 年 月 日
	税	年分(年度)	自	至 年 月 日
	税	年分(年度)	自	至 年 月 日
	税	年分(年度)	自	至 年 月 日
	税	年分(年度)	自	至 年 月 日
	税	年分(年度)	自	至 年 月 日

2 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項

3 その他の事項

----- 委 任 状 -----

令和 年 月 日

上記の _____ を代理人と定め、 _____

_____ について、委任します。

依頼者: _____ (住所又は事務所の所在地は、上記税務代理権限証書に記載のとおり)

※事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	・ ・ () 部門
--------	----	----	--------	------------

メッセージ詳細

利用者ID	abx72493040
納税者の氏名又は名称	株式会社 東日本ユニバーサル
発行元	さいたま市法人課税課 北部市税事務所法人課税課法人・諸税係
電話番号	048-646-3272
発行日時	2025/11/30 14:19:04
表示期限	2027/01/04
件名	申告受付完了通知
メッセージ本文	送信された申告データを受付けました。 後日、発行元の担当者から、申告内容についての確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。 また、本通知に添付された受付済みの申告書に、個人番号が含まれている場合は、削除しております。(MUD002I) 法人市民税(法人税割) 課税標準総額 4,746,000円 法人市民税(法人税割) 申告納付税額 141,100円 法人市民税(均等割) 申告納付税額 60,000円
受付日時	2025/11/30 14:19:04
受付番号	R1-2025-23225462
取扱日	2025/11/30
手続名	法人市町村民税 確定申告
年度・期別等	R06/09/01 ~ R07/08/31
提出先	さいたま市長
課税地	
ファイル名称	abx72493040_R0504100_11100_997.xml

受付印

令和 7 年 12 月 1 日

さいたま市長

法人番号

申告年月日

9030003009572

所在地 さいたま市南区太田窪5丁目28番28号

この申告の基礎

1. 法人税の各期 年 月 日の
修正申告書の提出による
2. 法人税の各期 年 月 日の
更正・決定・変更による

(電話 0487626557)

事業種目

障害福祉サービス事業

法人名 株式会社 東日本ユニバーサル

期末現在の資本金の額
又は出資金の額 1000000

期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額 1000000

期 末 現 在 の
資 本 金 等 の 額 1000000

代表者氏名 黒岩 主信

経理責任者氏名 小野口 祐之

令和 6 年 9 月 1 日から 令和 7 年 8 月 31 日までの事業年度分の市町村民税の 確定 申告書 ※

摘 要		課 税 標 準		法 人 税 額	
(使 途 秘 匿 金 税 額 等)	①	(十 位 百 万 千 円)			
法人税法の規定によって計算した法人税額		4746584			
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②				
還付法人税額等の控除額	③				
退職年金等積立金に係る法人税額	④				
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	4746000	6.0 100	284760	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 となる法人税額及びその法人税割額 (⑤ × ⑥)	⑥	000	100		
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦				
税額控除超過額相当額の加算額	⑧				
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨				
外国の法人税等の額の控除額	⑩				
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪				
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫			284700	
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬			143600	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭				
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮			141100	
均等割額	⑯	12 月 120,000円 × ⑰	⑱	120000	
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲			60000	
この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱	⑲			60000	
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑲	⑳			201100	
㉑のうち見込納付額	㉑			201100	
差 引 ㉑-⑳	㉒				
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分 割 基 準		市町村民税の均等割額の計算に用いる人口	
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数及び当該市町村に所在する従業員数		当該市町村に所在する従業員数	
本社	さいたま市南区太田窪5丁目28番28号			55	
合 計		⑳		㉑	
				55	
指 定 都 市 の 申 告 計 算	区 名	月 数	従業者数	均等割額	決算確定の日
				0.0	令 和 7 ・ 11 ・ 26
				0.0	解 散 の 日
				0.0	残余財産の最後の分配又は引渡しの日
				0.0	法人の最終現在の資本等割額 1,000,000 円
				0.0	この申告書の提出期間
				0.0	還付を受けようとする金融機関及び支払方法
				0.0	金融機関名 埼玉りそな銀行
				0.0	支 店 名 南浦和支店
				0.0	預金種目 普通 口座番号 4408216
				還 付 請 求 税 額	上 位 百 万 千 円
				法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	

※従業者数は必ず記載してください。

税 務 代 理 権 限 証 書		※整理番号	
令和 7 年 12 月 1 日 さいたま市長 殿	税 理 士 又 は 税理士法人	氏名又は名称	工藤 道弘
		事務所の名称 及び所在地	工藤道弘税理士事務所 埼玉県さいたま市大宮区 下町3-7-1 F804号 電話 0486489598
		所属税理士会等	関東信越 税理士会 大宮 支部 登録番号等 第 81846 号

上記の税理士を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。 令和 7 年 9 月 13 日

過 年 分 に 関 する 税 務 代 理	下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等(以下「過年分」といいます。)についても税務代理を委任します(過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。)。【委任する場合は□にレ印を記載してください。】	☒
調 査 の 通 知 ・ 終 了 の 際 の 手 続 に 関 する 同 意	上記の代理人に税務代理を委任した事項(過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。)に関して調査が行われる場合には、私(当法人)への下表の通知又は説明等は、私(当法人)に代えて当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は□にレ印を記載してください。】	
	調査の通知	☒
	調査終了時点において更正決定等をすべきと認められない場合における、その旨の通知	☒
	調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合における、調査結果の内容の説明等(当該説明に併せて修正申告等の勧奨が行われる場合における必要な説明・書面の交付を含む。)	☒
代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め	上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、当該代理人をその代表する代理人として定めます。【代表する代理人として定める場合は□にレ印を記載してください。】	☐
依 頼 者	氏 名 又 は 名 称	株式会社 東日本ユニバーサル 黒岩 主信
	住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	さいたま市南区太田窪5丁目28番28号 電話 0487626557

1 税務代理の対象に関する事項			
税 目		年 分 等	
法人市町村民	税	年分(年度)	自 令和 6 年 9 月 1 日 至 令和 7 年 8 月 31 日
	税	年分(年度)	自 年 月 日 至 年 月 日
	税	年分(年度)	自 年 月 日 至 年 月 日
	税	年分(年度)	自 年 月 日 至 年 月 日
	税	年分(年度)	自 年 月 日 至 年 月 日
	税	年分(年度)	自 年 月 日 至 年 月 日
	税	年分(年度)	自 年 月 日 至 年 月 日

2 税務代理の対象となる書類の受領に関する事項

3 その他の事項

----- 委 任 状 -----

令和 年 月 日
上記の _____ を代理人と定め、
_____ について、委任します。

依頼者: _____ (住所又は事務所の所在地は、上記税務代理権限証書に記載のとおり)

※事務処理欄	部門	業種	他部門等回付	・ ・ () 部門
--------	----	----	--------	------------